

千葉県告示第1118号

千葉県老人福祉センター設置管理条例（昭和59年条例第20号）第12条第1項及び千葉県いきいきセンター設置管理条例（平成14年条例第14号）第10条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、千葉県老人福祉センター設置管理条例第12条第2項及び千葉県いきいきセンター設置管理条例第10条第2項の規定により告示します。

令和7年12月26日

千葉市長 神谷俊一

1 名称

千葉市中央いきいきプラザ、千葉市花見川いきいきプラザ  
千葉市稲毛いきいきプラザ、千葉市若葉いきいきプラザ  
千葉市緑いきいきプラザ、千葉市美浜いきいきプラザ  
千葉市大宮いきいきセンター、千葉市花見川いきいきセンター  
千葉市あやめ台いきいきセンター  
千葉市都賀いきいきセンター、千葉市越智いきいきセンター  
千葉市蘇我いきいきセンター  
千葉市さつきが丘いきいきセンター  
千葉市真砂いきいきセンター、千葉市土気いきいきセンター

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2  
社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会  
会長 初芝 勤

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで